

2009年3月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年3月3日付けで諮問（第382号）された市立保育所の運営管理事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市では、「犯罪のない安全なまちへの対策」及び「安全で安心して暮らせるまち」として様々な施策に取り組んでいる。保育園においても園児の安全確保と犯罪の未然防止のため、平成18年度から3カ年で公立保育園16園に防犯カメラを設置している。条例第10条本人以外のものからの収集の制限及び第18条コンピュータ処理の制限については、既に2006年7月13日付け

答申第195号により個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

本年1月30日18時10分頃、藤沢保育園駐車場において、児童の迎えのため駐車した車両の窓ガラスが割られ、貴重品の入った鞆が持ち去られる事件が発生した。被害を受けた保護者からの申告を受けた藤沢警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書（以下「捜査関係事項照会書」という。）により、同日18時から18時30分までの防犯カメラの映像の提供を求められたため、条例第12条目的外の提供の制限に基づき個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、今後も、保育園施設又は保育園関係者及び利用者の生命、身体若しくは財産を脅かす行為があった場合には、本市を含めて被害を受けたと考える者の申告を受けた司法警察職員等から、捜査関係事項照会書により防犯カメラの映像の提供を依頼され、その映像が重要な証拠資料となり得る場合もあり、迅速な対応を求められることが予想される。したがって、保育園敷地内で発生した殺人、傷害、暴行、誘拐、窃盗、器物損壊及び放火に関して捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた場合で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくとも目的外提供することができるという包括的な取扱いについても諮問するものである。

(2) 目的外に提供する必要性について

本件の捜査関係事項照会は、正当な請求権を有した司法警察職員等による公共の福祉を維持するための必要な捜査にあたり行われるものであることから、正当性及び公益性が認められる。また、事件の解決は、より良い保育環境と安全確保を図るといふ本市の利益と合致するといえる。このことから、捜査関係事項照会書による目的外提供に応じる必要がある。

また、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、照会に対する迅速な対応が事件の解決に必要となることが予想されるため、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくとも目的外提供することができるという包括的な取扱いについても必要性があると判断したものである。

(3) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者の他、不特定多数のものが立ち入る。当該画像データで確認される個人を全て特定することは困難なため、特定不可能な者への本人通知は省略する。また、個人が特定できる場合であっても、提供

先である司法警察職員，検察官及び検察事務官が，目的を達成する上で著しい支障を生じさせるとの判断で本人通知の省略を希望するときに限り，本人への通知は省略する。

(4) 実施時期

2009年3月12日実施予定

(5) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 藤沢市立保育園防犯カメラ運用基準

ウ 公立保育園の防犯カメラによる画像データについて，捜査関係機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

エ 捜査関係事項照会書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 本件の捜査関係事項照会は，正当な請求権を有した司法警察職員等による公共の福祉を維持するための必要な捜査にあたり行われるものであることから，正当性及び公益性が認められる。また，事件の解決は，より良い保育環境と安全確保を図るといふ本市の利益と合致するといえる。

以上のことから判断すると，本件照会に対して個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

イ また，実施機関では，今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については，照会に対する迅速な対応が事件の解決に必要となることが予想されるため，目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り，個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくとも目的外提供するということである。

以上のことから判断すると，今後の照会に対しても個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。ただし，「藤沢市立保育園の防犯カメラによる画像データについて，捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」においては，目的外に提供した場合の記録の保存期間を翌年度末までとしているが，起訴後第一審終結時までは記録を保存しておく必要があると考えられるので，保存期間を再度検討することを条件とするものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

ア 目的外に提供する個人情報とは防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を特定することは困難である。

以上のことから判断すると、本件照会に対して個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

イ また、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、目的外に提供する個人情報は防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者の他、不特定多数のものが立ち入る。当該画像データで確認される個人を全て特定することは困難である。さらに、実施機関では、個人が特定できる場合であっても、提供先である司法警察職員、検察官及び検察事務官が、目的を達成する上で著しい支障を生じさせるとの判断で本人通知の省略を希望するときに限り、本人への通知は省略することとしている。

以上のことから判断すると、今後の照会に対しても個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上